後見制度について(8) ~任意後見制度①~

これまで6回にわたり法定後見制度についてお話をしてきましたが、今回から「任意後 見制度」についてご説明してまいります。

法定後見制度は、お元気なときに何の準備や備えをし ていなかった方が、判断力を失ってしまったときに使う 制度であり、だからこそ四親等以内の親族が申立人とい う主役になって、分からなくなってしまった本人のため に後見人等をつける制度です。



それに対して「任意後見制度」は、あくまでも主役は 本人です。将来、万が一判断力を失ってしまった場合

に、ご自身の財産管理や身上監護の役割を任せる人や団体を、お元気なうちにあらかじめ 決めておく(予約しておく)制度です。

この「任意後見制度」は、「任意後見契約に関する法律」という法律に基づいて、厳格に 運用されます。「任意後見制度」の一番のポイントは、法定後見制度のように本人がもう分 からなくなってしまった後に、周りの人たちがどうにかするという他人任せのやり方では なく、お元気なうちに自分自身で「契約」をしておくことにより、将来もし自分自身で判 断が出来なくなっても、自分があらかじめ決めておいたことを実現できるよう「自分ご と」として備えるものだという点です。

「任意後見契約に関する法律」では、こうしたあらかじめの「契約」が適正に本人の意 思で行われ、実際にもし将来、自分自身で判断できなくなったときには、その「契約」の 履行が適正に行われるように、さまざまな規定がなされています。

具体的には、あらかじめの「契約」は、必ず公正証書で締結されなければなりません。 契約時点では、本人に契約能力があり、本人が理解して本人が確かに望んで、将来の後見 人になる予定の人との約束に臨まなければならないので、公証人の面前で契約の意思確認 がしっかりと行われるのです。

そして、実際にこの契約の効力が発生する(契約の相手方が、本人の後見人に就任す る)のは、家庭裁判所によって審判がなされた後になります。つまり、将来の後見人にな る人の予約をする契約をしておいて、そのまま予約を使わずに亡くなってしまうケースも 多い一方で、万が一、判断力を失って自分自身で財産管理が出来なくなったときには、予 約していた後見人の契約の効力を発生させるために、後見人の予約を受けていた人や団体 が家庭裁判所の手続きをすることになるのです。

ここでよく誤解されるのですが、家庭裁判所によってなされる審判は、任意後見人を選 任するという内容ではありません。任意後見人は、本人同士の公正証書契約により、すで に契約時点から決まっているからです。家庭裁判所が選任するのは、任意後見人ではな く、任意後見人をマンツーマンで監督する役割の「任意後見監督人」です。